

# 「決める、和歌山。」

## 和歌山県知事選挙 投票日 **11月27日(日曜日)**

### ◆ 投票時間

**午前7時から午後7時まで**

(第7投票所は、午前7時から午後6時まで)



**九度山町選挙管理委員会**  
(TEL 0736-54-2019)

### ◆ 投票できる方

#### ◎ 住所要件は

令和4年8月9日以前から引き続き九度山町に居住(住民登録)されている方。  
なお、選挙人名簿に登録されている方で、九度山町から転出された場合でも、転出日から投票日までの間が4か月を経過しない方で、県内異動した方は、転出先の市町村長の証明書を提示することにより、九度山町で投票することができます。(ただし、令和4年8月9日までに転出先で転入届を済まされている方は除きます。)

#### ◎ 年齢要件は

上記の住所要件とあわせて平成16年11月28日以前に生まれた方。

### ◆ 期日前投票又は不在者投票

投票日の当日、何らかの用務で投票所に行けない方は、前もって期日前投票又は不在者投票をすることができます。(入場券が届いている場合は、出来るだけご持参ください。)

◎ 期間 11月11日(金)から11月26日(土)まで毎日

◎ 時間 午前8時30分から午後8時まで

◎ 場所 九度山町ふるさとセンター1階(役場庁舎隣)

### ◆ 入場券を忘れずに

入場券は前もって有権者に郵送致します。投票事務をスムーズに行うためにも、**入場券を忘れないようにしてください。**もし、入場券を無くしたり届かない場合でも投票できますので、投票所の事務従事者にお申し出ください。なお、有権者で入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

### ◆ 郵便等投票

身体障害者手帳等をお持ちの方は、その障害の程度によって、自宅において**郵便等投票**ができます。この制度を利用するには事前に選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要です。また、証明書が交付された後、投票用紙等の請求は**選挙期日前4日(11月23日)**までに済ませておかなければなりません。詳しいことは選挙管理委員会までお問い合わせください。

### ◆ 開票日時・場所

令和4年11月27日(日) 午後8時15分～ 九度山町ふるさとセンター5階大ホール

**裏面もご覧ください。**

## ◆投票日当日の投票所一覧

投票区	投票所	所在地	備考
第 1	九度山町ふるさとセンター	大字九度山1190番地の1	東第一、桃園、永代第一、永代第二、旭一、旭二、さくら
第 2	入郷コミュニティ消防センター	大字入郷23番地の1	入郷一、入郷二、慈尊院、西島
第 3	椎出児童館	大字椎出410番地の2	椎出東、椎出西、長坂
第 4	下古沢コミュニティ消防センター	大字下古沢243番地の2	下古沢一、下古沢二
第 5	上古沢コミュニティ消防センター	大字上古沢39番地	上古沢、笠木
第 6	河根児童館	大字河根120番地の1	祇園、妙見、大將軍、宮垣内、丹生、河根峠、硯水、繁野第一、繁野第二、友愛、野平、東郷、日の出
第 7	丹生川老人憩の家玉川荘	大字丹生川580番地	丹生川一、丹生川二、丹生川三、田摩、市平、北又、久保、柿平
第 8	九度山町福祉会館	大字九度山617番地	広良、わかくさ、梅林一、梅林二、梨の木
第 9	中古沢集会所	大字中古沢287番地の1	中古沢
第 10	旧紀陽銀行九度山支店	大字九度山1608番地	中組、盛栄、神明、千代ヶ丘、西第二、真田、稲荷、舟戸

※投票日当日は、入場券に記載の投票所でのみ投票できません。お間違えないようお願いいたします。

### ◆新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解御協力をお願いします。

- 投票所では、マスクの着用と手指の消毒をお願いします。
- 投票所には、飛沫防止シートを設置し、投票記載台などは定期的に消毒します。
- 密になるのを防止するため、混雑の際は投票所への入場をお待ちいただく場合があります。
- 投票の際、発熱している方や体調不良の方はお知らせください。ほかの方と時間をずらしての入場とさせていただきます場合があります。

### ◆新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

- 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方（特定患者等※）で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が、選挙期日の告示日の翌日から選挙日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。  
※特定患者等とは…① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方  
 ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている方
- 濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。投票のための外出は「不要不急の外出」には当たらず、感染拡大防止対策の上、投票所等で投票していただくこととなります。  
 詳しくは、選挙管理委員会にお問合せください。

みんなで投票。みんなで参加。  
あなたの一票大切に

